

# 基本をマスター！

## NPO会計講座 Q&A

新年明けましておめでとうございます。はやいもので、今回で第4回目となりました。今年もよろしくお願い致します。

昨年を振り返ってみてどんな1年だったでしょうか？鏡には表と裏があります。表の鏡で心を、裏の鏡で姿をしっかりとみつめて、今年の運営に役立ててください。

さて、みなさん12月の年末調整の処理は上手にできましたか？1月も源泉徴収事務がたくさんありますので、ご説明していきたいと思います。

増山会計 NPO担当 三宅邦彦  
(mail:kunitiny@ma4.justnet.ne.jp)

年末調整による、過不足額の計算が終わると、その年の源泉徴収事務は一応一区切りということになります。最終的には、年末調整による精算結果の税額の納付や年末調整の再調整の事務、給与所得の源泉徴収票など法定調書の作成と提出の事務が終わってはじめて完了することになります。また、1月からは新たにその年の源泉徴収事務が開始されますので、その開始に当たっての準備を行う必要があります。このため、1月は通常の前年分に行う源泉徴収事務のほかに、次のような事務を行うこととなりますのでご注意ください。

### 前年分の年末調整事務の締めくくり

#### 前年分の年末調整により精算した税額の納付

年末調整の結果生じた不足額を徴収した場合には、その徴収した不足額は、その月の給与に対する通常の源泉徴収税額とともに、その徴収した月の翌月10日（納期の特例の承認を受けている場合には、その定められた納期）までに徴収高計算書（納付書）を添えて、最寄りの銀行又は郵便局で納付します。したがって、不足額は、通常は平成13年12月の給与（納期の特例の承認を受けている場合には、平成13年7月から12月までの給与）に対する源泉徴収税額とともに平成14年1月10日（納期の特例の届出書を提出を提出している者で、一定の要件を満たす者については、平成14年1月21日）までに納付することになります。

この納付に当たっては、徴収高計算書（納付書）の「年末調整による不足税額」欄に、その徴収した不足額を記入し、また、過納額の充当又は還付をした場合には、その充当又は還付をした月分の徴収高計算書（納付書）の「年末調整による超過税額」欄に、その充当又は還付をした金額を記入します。

なお、過納額の充当又は還付をした結果納付する税額がなくなった場合でも、その実績を徴収高計算書（納付書）に記入して税務署に郵送又は提出する必要があります。

す。この場合、徴収高計算書（納付書）の「本税」欄及び「合計額」欄には「0」と記入することになります。

#### 前年分の年末調整の再調整

#### （年末調整後に給与の追加支給や所得控除額に異動があったような場合）

年末調整の終了後に、給与の追加支給や所得控除額の変更等が生じる場合には、次のように、年末調整の再調整が必要となります。

#### 給与等の追加払いをする場合の再調整

年末調整の終了後、予期しなかった事由によりその年の給与等の追加払をするようになった場合には、その追加払をする給与等を含めたところで本年分の年税額を再計算し、当初の年税額との差額を、次により精算します。

#### A 当初の年末調整で超過額が生じている場合

イ その超過額について既に還付を終わっている場合には、当初の年末調整による本年分年税額と再調整後の年税額との差額を、追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

ロ その超過額についてまだ還付を終わっていない場合で、当初の年末調整による本年分年税額と再調整後の年税額との差額が、まだ還付を終わっていない部分の超過額よりも少ないときは、その還付を終わっていない超過額からその再調整による差額に相当する金額を控除した残額についてその後の還付を行います。

#### ハ その超過額についてまだ還付を終わっていない場合

合で、当初の年末調整による本年分年税額と再調整後の年税額との差額が、まだ還付を終わっていない部分の超過額よりも多いときは、当初の年末調整の年税額と再調整後の年税額との差額から、まだ還付を終わっていない超過額を差し引いた金額を、その追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

#### B 当初の年末調整で不足額が生じた場合

イ その不足額についてすでに徴収が終わっている場合には、当初の年末調整による本年分年税額と再調整後の年税額との差額を追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

ロ その不足額についてまだ徴収を終わっていない場合で、徴収繰延べの承認を受けていないときは、当初の年末調整による年税額と再調整後の年税額との差額と残存する不足額との合計額を、追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

ハ その不足額についてまだ徴収を終わっていない場合で、徴収繰延べの承認を受けているときは、次にようになります。

(イ) 追加支給する給与の支払を受けることにより徴収繰延べが受けられないこととなったときは、当初の年末調整による年税額と再調整後の年税額との差額が残存する不足額との合計額を追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

(ロ) 追加支給する給与の支払を受けてもまだ徴収繰延べの承認が受けられるときは、当初の年末調整による年税額と再調整後の年税額との差額と前に徴収繰延べが承認されている金額のうち給与の追加支給によって減額されることとなる部分の金額との合計額を、追加支給する給与の支払をする際に徴収します。

年末調整後に所得控除に異動があつた場合の再調整  
年末調整が終了した後、12月31日までの間に出生、結婚等により扶養親族等の数に異動が生じた場合や生命保険料、損害保険料の追加支払などにより、所得控除額に異動が生じた場合には、それらの異動に関する申告書の提出を受け、異動後の状況により年末調整の再調整をおこなって、再調整後の年税額と当初の年税額との差額を精算することができます。

なお、年末調整は本年中に行なわなければなりません  
が、本年中に行うことが困難な場合は、遅くとも翌年1月の「給与所得源泉徴収票（給与支払報告書）」の作成

時までに行わなければならないこととなっております。  
(注) 年末調整後に扶養控除額や保険料控除額などの所得控除額に異動が生じた場合には、上記によらず、本人が確定申告を行って税額を精算することもできます。

年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があつた場合の再調整

年末調整が終了後、「給与所得の源泉徴収票」を給与の受給者に交付することとなる翌年1月末日までの間に、給与の受給者から住宅借入金等特別控除申告書によって申告を受けた場合には、年末調整の再調整をすることができません。

#### 法定調書の作成と提出

給与や退職手当、報酬、料金、不動産の使用料等の支払者は、所得税法等の規定によって、所定の期限までに、その支払の明細を記載したいわゆる法定調書を作成し、所轄の税務署に提出しなければならないことになっております。

給与所得の源泉徴収票のほか一般の源泉徴収義務者に関係のある退職所得の源泉徴収票や報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産使用料等の支払調書など大部分のものは翌年1月末日までに提出することとされております。

このため、12月の年末調整が終わつた後の一連の事務として、これらの「法定調書」を作成する必要があります。

給与の支払者は、平成14年1月31日までに、給与の支払を受ける人の各人について、「給与所得の源泉徴収票（給与支払い報告書）」を作成し、1部を給与の支払を受ける人に交付するとともに、平成14年1月31日までに、税務署へ提出を要する人の分については源泉徴収票に、「給与所得の源泉徴収票合計票」を添えて所轄の税務署に、また、給与支払報告書は、「給与支払い報告書（総括表）」を添えて給与の支払を受ける人の平成14年1月1日現在の住所地の市町村にそれぞれ提出することになっております。

税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市町村に提出する「給与支払報告書」とは、同時に作成することができますように、税務署へ提出を要する人の分については4枚複写（源泉徴収票として税務署提出用、受給者交付用各

1枚、給与支払報告書として市町村提出用2枚）と  
なっておりますので、それぞれ使い分けて作成します。

#### その年の源泉徴収事務の準備

##### 「給与所得者の扶養控除等申告書」の受理

給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、控除を受けようとする控除対象配偶者や扶養親族、障害者等の氏名等を記載した「給与所得者の扶養控除等申告書」又は、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を給与の支払者に提出することとなっております。

これらの申告書は、給与の支払を受ける人が自発的に提出する建前になっていますが、実際には、給与の支払者が、税務署から交付を受けた申告書の用紙を各人に配布し、各人が記載したところでこれをとりまとめるといふようにした方がよいと思われれます。

##### 源泉徴収簿の作成

給与の支払者において月々の給与に対する所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、しかも、能率的に行うためには、給与の支払を受ける人から申告された扶養親族等の状況、月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく書類が必要です。源泉徴収簿は、このような必要性に基づいて生まれたものです。

また、所得税の源泉徴収事務は、毎年1月に始まり12月の年末調整で終了するため、月々の給与の支給実績やその給与に対する源泉徴収の記録も暦年ごとに行うことが必要です。このため源泉徴収簿も、毎年1月に作成することになります。

以上が1月に行う事務的処理ですが、みなさんの現在の進捗状況はいかがでしょうか？分からない点等ご質問お待ちしておりますので、メールにてご質問ください。次回は確定申告についてです。